

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）（仮称）の概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）第 4 条（平成 22 年 1 月 1 日施行）において、船員保険制度のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、見直し後の運営主体を全国健康保険協会（以下「協会」という。）とすること等の改正が行われたことに伴い、船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「令」という。）等について所要の整備を行うものである。

1. 独立行政法人等職員被保険者の要件等

【政令案における規定内容】

- 法第 2 条第 3 項に規定する独立行政法人等職員被保険者*に含まれる者について、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 4 条の 5 第 1 項に規定する者とする。

※ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 124 条の 3 に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学等に常時勤務する者であって、船員保険の被保険者である者。国家公務員共済組合の適用となるため、船員保険の職務外疾病部門は適用しない一方、職務上疾病・年金部門については、船員の特殊性をかんがみ、労災保険からの給付に加え、船員独自の給付を行うこととされている。

〔根拠法令〕 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項

〔改正政令〕 令に新設

2. 船員保険の失業部門の雇用保険への統合

【政令案における規定内容】

- 改正法により、平成 22 年 1 月 1 日に船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることから、失業部門に係る規定を削除する。

〔改正政令〕 令第 13 条から第 18 条まで、第 27 条及び附則第 6 条

3. 障害年金等の支給停止

【政令案における規定内容】

- 船員保険の障害年金等と同一の事由により障害厚生年金等を併給することができるときの当該障害年金等の支給を停止する率（以下「停止率」という。）については、法改正後の船員保険からの支給は上乘せ給付のみとなることから、見直しのうえ規

定することとする。支給停止となる年金等については以下のとおり。

- ・休業手当金と障害厚生年金（停止率：0.14）
- ・休業手当金と障害厚生年金及び障害基礎年金（停止率：0.27）
- ・障害年金と障害厚生年金（停止率：0.17）
- ・障害年金と障害厚生年金及び障害基礎年金（停止率：0.27）
- ・遺族年金と遺族厚生年金（停止率：0.16）
- ・遺族年金と遺族厚生年金及び遺族基礎年金（停止率：0.20）

〔根拠法令〕法第86条第2項、第89条及び第100条第4項

〔改正政令〕令第6条、第20条及び第24条

4. 保険料等の交付

【法律の規定】

- 協会が管掌する船員保険の保険料の徴収については、原則として厚生労働大臣が行うこととされており、法第115条において、政府は、協会に対し、政令で定めるところにより、厚生労働大臣が徴収した保険料その他法の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）の額から厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第112条第2項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付することとされている。

【政令案における規定内容】

- 政府が協会に対し交付する交付金については、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）と同様に、次のとおり定めるものとする。
 - ・ 保険料等が年金特別会計の健康勘定において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第112条第2項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を法第115条の規定による交付金（以下「保険料等交付金」という。）として交付する。
 - ・ 政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものを除く。）を保険料等交付金として交付する。
 - ・ 政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

〔根拠法令〕法第115条

〔改正政令〕令に新設

5. 保険料率の算定方法等

【法律の規定】

- 法第121条において、船員保険の疾病保険料率は、毎事業年度の財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定することとされており、また、疾病保険料率を決定した場合において、政令で定めるところにより特定保険料率を算定するとともに、疾病保険料率から特定保険料率を控除した基本保険料率を算出することと規定されている。
- 法第122条において、船員保険の災害保健福祉保険料率は、毎事業年度の財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定することとされており、また、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率について、政令で定めるところにより算定することと規定されている。

疾病保険料率・・・療養の給付、傷病手当金及び出産育児一時金等の給付に要する費用に充てるために徴収する保険料の率

特定保険料率・・・前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用に充てるために徴収する保険料の率

基本保険料率・・・疾病保険料率から特定保険料率を控除した率

災害保健福祉・・・休業手当金、障害年金及び遺族年金等の給付に要する費用、保健事業保険料率及び福祉事業に要する費用等に充てるために徴収する保険料の率

【政令案における規定内容】

- 保険料率の算定方法について以下のとおり規定する。
 - ・ 協会は、船員保険の疾病保険料率について、一の事業年度の翌事業年度における、当該被保険者に係る保険給付等に要する費用を予定保険料納付率（一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料（疾病任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として算定される率をいう。）で除して得た額を当該被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合算額をいう。）の総額の見込額で除することにより、一の事業年度の3月から用いる保険料率を算定する。
 - ・ 災害保健福祉保険料率、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、上記に準じ、毎事業

年度において財政の均衡を保つことができるよう、算定することとする。

- ・ 特定保険料率については、一の事業年度の翌事業年度における、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の額を疾病保険料率における被保険者の総報酬額の総額の見込額で除することにより、一の事業年度の3月から用いる保険料率を算定することとする。

※ 保険料率別の算定式は、別紙のとおり。

- ・ 一の事業年度の途中において保険料率を変更する場合においては、以下のとおり算定する。

$$\frac{\left(\left(\begin{array}{c} \text{当該年度における} \\ \text{保険給付に必要な額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{変更前の保険料率で} \\ \text{納付される保険料の額} \end{array} \right) \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{変更後の保険料率が適用される} \\ \text{被保険者の総報酬額} \end{array} \right)} \div \text{予定保険料納付率}$$

〔根拠法令〕 法第121条第2項及び第10項、第122条第2項から第5項まで
〔改正政令〕 令に新設

6. 準備金の積立

【法律の規定】

- 法第124条において、協会は、政令で定めるところにより、船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならないこととされている。

【政令案における規定内容】

- 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第113条の規定による国庫補助の額を除く。）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならないこととする。

※ 準備金については、法第9条の規定により、船員保険事業に関する業務に係る

経理は、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこととされていることから、健康保険事業に関する業務に係る準備金とは区分され、積み立てられることとなる。

〔根拠法令〕 法第 124 条

〔改正政令〕 令に新設

7. 地方社会保険事務局長等への権限委任規定の整理

【政令案における規定内容】

- 社会保険庁長官から地方社会保険事務局長等への具体的な権限の委任を定めた規定を削除する。

〔根拠法令〕 法第 153 条第 1 項及び第 2 項

〔改正政令〕 令第 1 条

8. 被保険者の保険料率の引き下げ

【法律の規定】

- 法附則第 9 条第 1 項において、準備金の額のうち、政令で定めるところにより算定した額を除いた額、被保険者の数の動向及び保険給付に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の疾病保険料の負担を軽減する必要がある場合、政令で定める範囲において、疾病保険料率を引下げることができることと規定されている。

【政令案における規定内容】

- 疾病保険料率の引き下げの範囲の算出の際、その算出の対象としない額について、当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、法第 113 条の規定による国庫補助の額を除く。）の 1 事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額として積み立てられた準備金の額とする。
- 疾病保険料率の引き下げの範囲は、
 - ・ 引き下げ期間終了後の被保険者負担が急激に過大なものとならない範囲とする必要があること。
 - ・ これまでの船員保険における疾病保険料率変更の経緯（最大引き上げ幅が被保険者負担分で 0.5%）
 - ・ 現在の失業等給付に係る船員保険（失業部門）の保険料率の特例引下げの水準（被保険者負担分 0.3%）

を踏まえ、最高0.5%とすることを定める。

〔根拠法令〕法附則第9条第1項

〔改正政令〕令附則に新設

9. 経過措置

(1) 協会の権利及び義務の承継に関する経過措置

【法律の規定】

- 改正法附則第29条第1項において、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の際現に船員保険事業に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継することとされている。
- 改正法附則第29条第2項において、協会が船員保険事業に関し国の有する権利及び義務を承継したときは、協会に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から協会に対し出資されたものとする等が定められている。

【政令案における規定内容】

- 船員保険事業に関し協会が承継しない権利及び義務は、以下のものとする。
 - ・ 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの以外のものに関する権利及び義務
 - ・ 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
 - ・ その他協会の業務に関し国が有する権利及び義務のうち上記に掲げるもの以外のものであって厚生労働大臣が指定するもの
- 権利及び義務の承継の際出資があったものとされる資産は以下のものとする。
 - ・ 厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定された土地等
 - ・ その他改正法附則第29条第1項の規定により協会が承継した権利に係る資産のうち厚生労働大臣が指定するもの
- 権利及び義務の承継の際出資があったものとされる負債については、改正法附則第29条第1項の規定により協会が承継した義務に係る負債のうち厚生労働大臣が指定するものとする。
- 協会が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、改正法附則第29条第2項に規定する金額は、政府から協会に出資されたものとする。

- 出資があったものとされる資産に係る評価委員は、財務省の職員1人、厚生労働省の職員1人、協会の役員1人、学識経験のある者2人とし、厚生労働大臣が任命することとする。
- 資産の評価は、評価委員の過半数の一致によるものとし、評価に関する庶務は、厚生労働省保険局保険課において処理するものとする。

〔根拠法令〕 改正法附則第29条第1項、第2項及び第4項
〔改正政令〕 改正政令附則

(2) 雇用保険の被保険者期間に関する経過措置

【法律の規定】

- 改正法において、船員保険の被保険者は、統合後の雇用保険の被保険者の資格を取得し、その者が船員保険の被保険者であった期間は、政令で定める期間を除き、雇用保険の被保険者であった期間とみなすことを規定している。

【政令案における規定内容】

- 雇用保険の被保険者とみなさない期間として、現行、船員保険及び雇用保険の被保険者であった期間に含まないこととしている以下の期間を規定する。
 - ・ 被保険者となった日とその日の直前の被保険者期間の末日とが、一年超の間隔がある場合の当該末日以前の被保険者であった期間
 - ・ 被保険者となった日前に失業保険金の支給を受けたことがある者については、その失業保険金の受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間

〔根拠法令〕 改正法附則第37条
〔改正政令〕 改正政令附則

(3) 船員保険の給付に要する費用等に関する経過措置

【政令案における規定内容】

- 旧船員保険の保険給付に要する費用について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定を適用することに伴い必要となる技術的な読替規定について定める。

〔根拠法令〕 改正法附則第46条第2項
〔改正政令〕 改正政令附則

10. 関係政令の整備

(1) 雇用保険法施行令の改正

【法律の規定】

- 雇用保険法第6条において、船員であって、政令で定める漁船に乗り組むため雇用される者（1年を通して船員として雇用される場合を除く。）については、雇用保険の適用除外とすることを規定している。

【政令案における規定内容】

- 政令で定める漁船を以下の漁船以外の漁船とする。
 - ・ 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業に従事する漁船（母船式漁業に従事する漁船及び機船底曳網漁業であって東経百三十度以東の海面を操業区域とするものに従事する漁船を除く。）
 - ・ 専ら漁猟場から漁獲物又はその化製品を運搬する業務に従事する漁船
 - ・ 漁業に関する試験、調査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船

〔根拠法令〕雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第3号

〔改正政令〕雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号）に新設

《 労働政策審議会に諮る（パブリックコメントには記載されない）事項 》

- (2) 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）の改正

【政令案における規定内容】

- 労災保険の暫定任意適用事業から、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業を除く。

〔根拠法令〕失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項

〔改正政令〕失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条

- (3) その他の政令改正

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等について、所要の改正を行う。

11. 施行日

平成22年1月1日（ただし、9.(1)のうち評価委員に関する規定については公布の日）

船員保険の保険料率の算定方法について

$$\boxed{\text{一般保険料率}} = \boxed{\text{疾病保険料率}} + \boxed{\text{災害保健福祉保険料率}}$$

(注) 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は災害保健福祉料率のみとされている。

1 疾病保険料率

$$\boxed{\text{疾病保険料率}} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{職務外疾病部門に係る保険給付に要する費用の予想額} \\ + \\ \text{前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額(法第113条の国庫補助の額を除く)} \\ + \\ \text{船員保険事業の事務の執行に要する費用の予定額及び法第124条の準備金の積立ての予定額(法第112条第2項の国庫負担の額を除く)} \\ - \\ \text{取り崩すことが見込まれる準備金の額その他船員保険事業に要する費用のための収入の見込額} \end{array} \right\}}{\text{予定保険料納付率(※1)}}$$

現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の疾病任意継続被保険者以外の被保険者の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合計額。以下同じ。)の総額と翌事業年度の4月から3月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額

※1 「予定保険料納付率」とは、現事業年度の3月分から翌事業年度の2月分までの疾病保険料率に係る保険料(疾病任意継続被保険者にあつては、翌事業年度の4月分から3月分まで)として徴収すべき額の見込額に占める翌事業年度において納付が見込まれる疾病保険料の額の総額の割合

$$\boxed{\text{特定保険料率}} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額(法第113条の国庫補助の額を除く)} \end{array} \right\}}{\left\{ \begin{array}{l} \text{現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の疾病任意継続被保険者以外の被保険者の総報酬額の総額と翌事業年度の4月から3月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額} \end{array} \right\}}$$

2 災害保健福祉保険料率

(1) 疾病任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者以外の被保険者

災害保健福祉 保険料率	職務上、通勤による疾病、負傷、障害、行方不明に関する保険給付の予想額（法第112条第1項の国庫負担金の額を除く）	+	法第122条第2項第2号の下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額	+	保健事業及び福祉事業に要する費用の額（法第113条の国庫補助の額を除く）	+	船員保険事業の事務の執行に要する費用及び法第124条の準備金の積立ての予定額	-	取り崩すことが見込まれる準備金その他収入の見込額	÷	予定保険料 納付率
	被保険者（疾病任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。）の現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の総報酬額の総額の見込額										

(2) 疾病任意継続被保険者

災害保健福祉 保険料率	保健事業及び福祉事業に要する費用の額（法第113条の国庫補助の額を除く）	+	船員保険事業の事務の執行に要する費用及び法第124条の準備金の積立ての予定額	-	取り崩すことが見込まれる準備金その他収入の見込額	÷	予定保険料 納付率
	翌事業年度の4月から3月の各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の見込額						

(3) 独立行政法人等職員被保険者

災害保健福祉 保険料率	職務上、通勤による疾病、負傷、障害、行方不明に関する保険給付の予想額（法第112条第1項の国庫負担金の額を除く）	+	保健事業及び福祉事業に要する費用の額（特定健康診査等に要する費用の額及び法第113条の国庫補助の額を除く）	+	船員保険事業の事務の執行に要する費用及び法第124条の準備金の積立ての予定額	-	取り崩すことが見込まれる準備金その他収入の見込額	÷	予定保険料 納付率
	現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の独立行政法人等職員被保険者の被保険者の総報酬額の総額の見込額								

(4) 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者

災害保健福祉 保険料率	=	職務上、通勤による疾病、負傷、障害、行方不明に関する保険給付の予想額（法第 112 条第 1 項の国庫負担金の額を除く）	+	法第 122 条第 2 項第 2 号の下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額	+	保健事業及び福祉事業に要する費用の額（特定健康診査等に要する費用の額及び法第 113 条の国庫補助の額を除く）	+	船員保険事業の事務の執行に要する費用及び法第 124 条の準備金の積立ての予定額	-	取り崩すことが見込まれる準備金その他収入の見込額	÷ 予定保険料 納付率
		現事業年度の 3 月から翌事業年度の 2 月の各月の後期高齢者医療の被保険者等の総報酬額の総額の見込額									

船員保険事業運営懇談会参集者名簿

公益委員

いわ 岩	むら 村	まさ 正	ひこ 彦	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
の 野	がわ 川	しのぶ 忍		(明治大学大学院法務研究科教授)
にし 西	むら 村	まりこ 万里子		(明治学院大学法学部政治学科教授)

被保険者側委員

おお 大	うち 内	のり 教	まさ 正	(全日本海員組合 組合長代行)
たか 高	はし 橋	けん 健	じ 二	(全日本海員組合 水産局長)
た 田	なか 中	しん 伸	いち 一	(全日本海員組合 総務局長)
し 清	みず 水	たもつ 保		(全日本海員組合 企画室長代行)
お 小	じま 島	しげる 茂		(日本労働組合総連合会 総合政策局長)

船舶所有者側委員

さ 佐	さ 々	き 木	まさ 真	み 己	(社団法人日本船主協会 労政委員会委員)
え 江	ぐち 口	きよ 清	のり 徳		(社団法人日本旅客船協会 労務部会副部会長)
み 三	き 木	たか 孝	ゆき 幸		(日本内航海運組合総連合会 副会長)
こ 小	さか 坂	とも 智	のり 規		(社団法人大日本水産会 常務理事)
ふじ 藤	わら 原	きよ 清	あき 明		(社団法人日本経済団体連合会経済政策本部長)